

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 生命保険や入院給付金について
- II. バリアフリー減税について
- III. キャッシュレス決済の導入方法

[今月のトピックス]

- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 戦略経営セミナーのご案内

I. 生命保険や入院給付金について

—— 誰に税金がかかるのか ——

先日、かんぽ生命の保険契約をテレビや新聞が取りざたしましたが、公益財団法人生命保険文化センターによる「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、個人年金を含む生命保険の世帯加入率は前回の調査とほぼ同じ88.7%で、医療保険の加入率は88.5%です。また、世帯年間払込保険料は平均38.2万円で前回の調査とほぼ同じ水準ですが、世帯の普通死亡保険金は低下傾向にあり平均2,255万円です。我々国民生活にとって身近なもので日々の負担はともかく必要不可欠なものといえます。ここでは、個人が加入する生命保険の種類を説明させて頂いた上で、個人契約の保険で死亡保険金を受け取った場合や入院等の給付金を受け取った場合の課税関係をご説明させていただきます。

■ 保険の種類

生命保険の主なものに、定期保険、養老保険、終身保険、医療保険があります。

1. 定期保険

定期保険は、保険期間に満期があり、保険期間内の保障となります。支払保険料が掛け捨てとなりますが、保険料は安くなります。

2. 養老保険

養老保険は、保険期間に満期があるもので、保険期間が満了すれば満期保険金を受け取ることができます。

3. 終身保険

終身保険は、保険期間に満期がなく、一生涯保障が続きます。また、保障の必要がない場合解約して、解約返戻金を受け取れます。

4. 医療保険

医療保険は、保障として上記の死亡保険金ではなく、被保険者ご本人の生存中に病気やケガによる入院や手術に係る医療費を保障するためのものです。

■ 死亡保険を受け取った場合の課税関係

上記保険の種類1から3は被保険者が死亡した場合、死亡保険金を受取人が受け取ります。その際、保険契約者が誰かによって、その受取人に対する課税関係が変わります。被保険者が旦那さんで、死亡保険金の受取人が奥さん、保険契約者が保険料の負担者と仮定し以下の通りとなります。

1. 保険契約者が被保険者である旦那さんの場合、死亡保険金は相続人が法定相続分により取得したみなし相続財産として相続税の対象となります。その際、法定相続人1名につき500万円が生命保険金等の非課税額となります。
2. 保険契約者でも保険受取人でもない子供が保険契約者の場合、死亡保険金は子供から奥さんへの贈与として贈与税の対象となります。受取保険金額から110万円の贈与税基礎控除額を控除したものが贈与税の課税価額となり税率をかけ贈与税額を計算します。
3. 保険契約者が保険金受取人の奥さんの場合、死亡保険金は奥さんの所得として所得税の対象となります。所得税の対象ですが保険金の受け取り方法で所得の区分が変わります。一時金で受け取れば一時所得、年金で受け取れば雑所得となります。一時所得の場合は受取保険金額から支払保険料と50万円を控除して1/2にしたものが一時所得となります。年金の場合はその年の年金受取額－（その年の年金受取額×支払保険料の総額÷年金受取総額）がその年の雑所得となります。

■ 入院や手術等の給付金を受け取った場合

入院や手術等の給付金は、勿論、相続とは関係ないので相続税の対象ではありません。また、生命保険契約や損害保険契約にもとづく贈与により取得したものにもあたりませんので贈与税の対象でもありません。では、所得税についてですが、高度障害保険金や障害給付金、入院費給付金等は支払いを受ける金額が多いとか少ないとかにかかわらず非課税所得となります。

また、その給付金を被保険者ご本人でなく奥さんや直系血族、生計を一にするその他の親族が受け取る場合も、非課税となります。

つまり、契約者ご本人が入院等をして、給付金を契約者ご本人又は奥さんや上記のご親族が受け取る場合はその給付金に対して税金がかからないこととなります。

しかし、ここで注意していただきたいことがあります。入院等をした翌年に医療費控除を利用して確定申告で税金を還付してもらう際に、医療費控除の明細書で、給付金をもらう対象になった入院等に対する医療費からその給付金を「支払った医療費の額のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」として控除しなければなりません。

Ⅱ. バリアフリー減税について

— 住宅特定改修特別税額控除 —

「住宅特定改修特別税額控除」とは、自己所有の居住用家屋においてバリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）を行った場合、適用要件を満たせば一定金額をその年分（改修後、居住開始した年分1年のみ）の所得税額から控除できるというもので、住宅ローン等の利用がなくても適用できる制度です。

■適用要件

住宅特定改修特別税額控除の適用を受けることが出来るのは、次のすべての要件を満たす場合です。

<居住者の要件>

次のいずれかに該当する方が所有し、居住する住宅であること（賃貸住宅は除く）

- ①50歳以上の方（入居開始年の12月31日時点）
- ②介護保険法に規定する要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③所得税法上の障害者である方
- ④親族（65歳以上または②、③に該当する方）と同居する方

<住宅の要件>

1. バリアフリー改修工事完了した日から6ヶ月以内に居住していること
2. バリアフリー改修工事後の家屋に平成21年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住開始していること
3. バリアフリー改修工事後の家屋の床面積（登記簿表示）が50㎡以上であること
4. バリアフリー改修工事後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること

<工事の要件>

1. 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）を行っていること
 - ① 介護用車いす移動を容易にするための通路または出入り口等の拡張
 - ② 階段の設置（既存階段撤去を伴うもの）または階段の勾配の緩和
 - ③ 浴室改良
 - ④ 便所改良
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 段差の解消
 - ⑦ 出入口の戸の改良
 - ⑧ 床材料を滑りにくいものへの取替
2. バリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）の工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること
3. バリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）の工事費用総額のうち、居住用部分の費用が1/2以上であること

<所得要件・その他の要件>

1. その年の合計所得金額が3,000万円以下であること
2. バリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）であることについて、増改築等工事証明書などにより証明されていること

■控除額

バリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）の標準的な費用の額（最高200万円）から補助金等を

控除した額の10%（上限20万円）です。

バリアフリー改修工事の標準的な費用の額は、バリアフリー改修工事増改築等工事証明書において確認出来ます。

■注意点

1. 平成29年1月以後に居住開始した場合、前年以前3年分においてこの税額控除を適用しているときは、当年は適用できません。（平成27年1月～平成28年12月の場合は前年以前2年分、平成26年12月以前の場合は前年分）
2. バリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）について住宅ローン等の利用があり、「住宅借入金等特別控除」や「特定増改築等住宅借入金等特別控除」のいずれの要件も満たしているときは、これらの控除のいずれか一つの選択適用となります。
「住宅特定改修特別税額控除」を選択して確定申告した場合には、他の制度へ選択替えは出来ません。



経済産業省情報コーナー

■軽減税率対策補助金の手続要件が変更されます

中小企業庁は、今年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、軽減税率に対応するレジの導入等を補助金により支援してきましたが、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進するため、補助金の手続要件を変更します。

1. 現行制度における補助対象期間について

軽減税率対策補助金は、2016年3月29日～2019年9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものを本補助金の補助対象としています。

一方、レジの売買契約から支払い完了まで通常、数週間程度を要することから、現行の要件では、9月中に設置できるレジも補助の対象外になるおそれがあります。また、8月後半以降の売買契約が補助金の対象とならない可能性を考慮し、レジメーカー・販売店が受注を抑制せざるを得ない状況にあります。こうしたことに対応するため、軽減税率制度の円滑な実施を図り、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進する観点から、現行制度における上記補助対象期間に関する取扱いについて、レジメーカー・販売店に対して要請が行われます。

2. 手続要件の変更について

本補助金の公募要領において軽減税率対応レジの「設置・支払いの期限」を提示することによって、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前（9月30日）までにレジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件とするように各種規定類が改められます。これにより、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも本補助金の対象となります。

Ⅲ. キャッシュレス決済の導入方法

—タブレット POS レジとは—

先月号では様々なキャッシュレス決済の方法をご紹介しましたが、多数のクレジットカード会社やQRコード決済事業者等が存在しています。今月号ではキャッシュレス決済の導入方法の概要についてご紹介させていただきます。

■決済代行会社の利用が現実的

複数のキャッシュレス決済を導入する場合、各社に個別の手続きをするにはかなりの労力がかかります。どの決済方法を導入すればよいかの判断が難しいと思われる方も多いでしょう。また、導入後も決済事業者ごとの管理が必要になったり、入金サイクルが異なったりするといった課題が出できます。

現実的には、複数の決済サービスに対応している「決済代行会社」に申し込む方法をとることが多いと思われます。決済代行会社により、取り扱っているキャッシュレス決済のブランド等は異なります。

■個別契約の場合の入金サイクルでどういう課題が発生するか

例えば、クレジットカード会社ごとに個別契約をしている場合、入金される日程もバラバラになり、集金や入金消し込みの経理処理に負担がかかります。決済代行会社を経由している場合は、入金される相手が決済代行会社を集約されるので、管理しやすくなります。決済代行会社の方が、入金サイクルも短くなるサービスが多いようです。

■キャッシュレス決済はタブレット POS レジと同時に導入すれば簡単

決済代行会社への申込を効率的に行う方法として、タブレット POS レジ事業者経由で申込を行うやり方があります。窓口となるタブレット POS レジ事業者書類を提出することで、その事業者が対応しているキャッシュレス決済をまとめて申し込むことができます。

また、レジと決済サービスのデータ連携設定も、個別に行うよりも効率的であり簡単です。

タブレット POS レジ事業者によって取引のある決済代行会社は異なるため、対応しているキャッシュレス決済に若干の差はありますが、主要なキャッシュレス決済は対応可能と考えていいでしょう。

■タブレット POS レジとは

iPad に代表されるタブレット型 PC を利用する POS レジです。タブレットを購入し、アプリをインストールする形式が主流で、従来型のレジ・POS レジと比べて初期費用が安いのが特徴です。提供する事業者が増えており、ここ数年で普及が進んでいます。

売上データ等を会計ソフトなどに連携しやすいことも強みです。

タブレット POS レジはキャッシュレスにも相性が良く、タブレット POS レジを提供する事業者はキャッシュレス決済導入のサポートも提供しています。軽減税率対応等でレジの入れ替えが必要になる小売店・飲食店は、タブレット POS レジと同時にキャッシュレス決済を導入するといいいでしょう。

レジでは軽減税率に対応する必要がない事業者にとっても、タブレット POS レジを導入すればキャッシュレス決済への対応が簡単に済むというメリットがあります。



今月のブックマーク

近年、インターネット等の技術進展により、情報システムのあり方も変化しています。ホームページなどではSSL(Secure Sockets Layer)を導入するページも増えており、TFGのホームページでもSSLが導入されています。SSLは暗号化技術を使い、そのホームページが本物であることを証明したり、ホームページの入力フォーム等に悪意ある人から情報抜き出しを防止したり、などに使われます。

「SSL/TLS 総合解説サイト」

<https://www.sslcerts.jp/>

「なにわマーケティング大学 2019」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成23年度より開講し、9年目となる講座が本年度も6月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてから更に考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかでしょうか。

【講座名】 ・売れるマーケティング基礎講座 ・売れるブランディング講座
・売れるプライス戦略講座 ・売れるWebマーケティング講座
・売れる販促広報実践講座 (5つの講座から自由に選択可)

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員30名(有料)
※お問合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

【会場】 マイドームおおさか4階 セミナー室ほか

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFG 検索

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐